令和７年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項等｣ナレーション原稿

**サービス名：「指定介護老人福祉施設」**

**第１スライド**

　指定介護老人福祉施設の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず、防災対策についてです。

　ご自身の施設が要配慮者利用施設かどうかは、市町村の防災担当課や地域防災計画を確認してください。該当する場合には、避難確保計画の作成と、市町村への報告を行ってください。併せて、計画に基づいた訓練を定期的に実施すること、また、訓練について市町村に報告することも必要です。

　また、感染症や非常災害の発生時にサービスを継続的に実施するため、業務継続計画を作成し、計画的に研修や訓練を実施してください。

　なお、業務継続計画について未策定である場合は、介護報酬が減算される場合がありますので注意が必要です。

**第３スライド**

次は、勤務体制についてです。

　ユニット型特養の場合は、勤務表は必ず、ユニットごとに作成してください。他のユニットの職員が応援に入る場合には、応援を出したユニット、応援を受けたユニット、ともに状況が分かるように勤務表を作成してください。

　各ユニットには、常勤のユニットリーダーを配置し、勤務表に明記してください。

**第４スライド**

　次は、身体拘束についてです。

　平成30年度から、身体拘束に係る委員会や研修などについての体制が整っていない場合に減算が適用されています。

　委員会は３か月に１回以上、研修は年に２回以上の開催が求められます。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、必要最低限の期間、方法によるものでなければなりません。このため、委員会で解除について検討することが必要となります。また、身体拘束が必要な理由などを文書として残すことも求められます。

　これらの事項について、ひとつでも遵守できなかった場合は、介護報酬が施設全体として１０％の減算となりますので注意が必要です。

**第５スライド**

　次は、虐待防止についてです。虐待防止については、

　令和6年4月から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に減算が適用されることになりました。

　虐待防止のための指針を定めること、虐待防止対策検討委員会を定期的に開催することが必要です。

　また、虐待の防止のための従業者に対する研修を年２回以上開催すること、虐待を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが求められます。

　これらの事項について、ひとつでも遵守できなかった場合は、介護報酬が施設全体として１％の減算となりますので注意が必要です。

**第６スライド**

　次は、施設サービス計画、いわゆるケアプランについてです。

　計画の継続性についてですが、短期目標期間が満了した後に、新たな短期目標を作成していない事例が見られます。ケアプランは切れ目なく作成してください。同じ目標で計画を実行していく場合であっても、そのための意思決定が必要です。

　ケアプランを作成するにあたっては、多職種が出席する会議を開催するか、担当者への照会などを行い、ケアプランの内容について意見を求めてください。

　また、本人や家族の同意はサービス提供前に得てください。やむを得ない理由で遅延する場合は説明状況や理由などを記録してください。

**第７スライド**

次は、栄養管理についてです。

　栄養管理のために作成する栄養ケア計画については、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成することが必要ですが、これら多職種の者が共同して作成したことについて、記録等の中で明確にすることが必要です。

　また、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うことでもよいとされていますが、栄養マネジメント強化加算を算定する場合は、一定の数以上の管理栄養士の配置が、必ず必要となりますので、注意が必要です。

　なお、このスライドの栄養管理と、次のスライドの口腔衛生の管理については、令和３年４月から加算から基本サービスに移行し、努力義務とされていましたが、令和６年４月からは義務化されています。

指導の際に、記録の作成等に不十分な事例が見られましたので、ご留意ください。

**第８スライド**

　次は、口腔衛生の管理についてです。

　指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないとされています。

　管理体制の整備について、具体的には、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導に基づき、助言の要点、具体的方策、当該施設における実施目標等を含んだ、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成することが求められていますので、適切に作成してください。

　また、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導は、年２回以上行うことが必要ですので、助言指導に係る記録を適切に残すようにしてください。

　さらに、入所者の口腔衛生の管理については、当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に１回程度の口腔の健康状態の評価を実施することが必要ですので、これらの実施記録を適切に作成、保管願います。

**第９スライド**

　続いて介護報酬の加算に関しまして、まず、看護体制加算についてです。

　この加算の（Ⅰ）については、常勤の正看護師を1名以上配置することが要件となります。特別養護老人ホームと併設の通所介護を兼務する看護職員は「常勤」にはなりません。

**第１０スライド(最終スライド)**

　次は、安全対策体制加算についてです。

　要件の１つに、「担当者が安全対策に係る外部の研修を受けていること」がありますが、外部の研修としては、関係団体等が開催する研修を想定しています。

　外部講師を招いて実施したものであっても、施設内研修では加算の要件を満たさないので注意してください。

　また、運営指導での指摘を受けて介護保険料を返還する時には、保険者だけでなく福祉事務所にも手続きが必要な場合があるので、気をつけてください。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。